

# 課税客体等の比較〈仮〉

資料7

	案1	案2-1	案2-2
課税客体	地下水の採水行為	地下水の県外移出行為	地下水の移出行為
課税標準	地下水採水量	(採水場からの) 県外移出量	(採水場からの) 移出量
	営利目的で汲み上げた全ての地下水量	県外に移出された製品に含まれる地下水量	製品に含まれる地下水量
納税義務者 (課税客体となる行為を行う者)	地下水を採水する者	地下水を県外へ移出する者	地下水を移出する者
【メリット】		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ブランド力による製品の付加価値を適切に反映する考え方。</li> <li>○豊かな水を育む環境を守り伝えてきた山梨県民に供給される分は課税の範囲から除外する考え方。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ブランド力による製品の付加価値を適切に反映する考え方。</li> </ul>
【デメリット】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ブランド力による製品の付加価値を適切に反映できない。</li> <li>●量水器の設置義務は一部の大規模採取者に限られていることから、県内の採水量を網羅的に把握することが不可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地下水を含む製品のうち、課税するものとししないものの線引き、理由付けが必要。</li> <li>●製造業者、卸売業者、小売業者、消費者と流通経路が多岐にわたるため、課税する時点で、県外移出量を把握することは不可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地下水を含む製品のうち、課税するものとししないものの線引き、理由付けが必要。</li> </ul>